



Q

相続税の税率に大きな改正

があるのですが、どうよ

うなものですか。サラリーマン家庭

にも関係がある内容ですか。

A 今回の改正では課税ベース

そのものが見直され、このよう

に相続税とは無縁であった層にも負

担がかかることがあります。といつて

が重要です。これにより都市部に

持ち家があり、退職金をもらい、

人並みに生命保険に入れていたり

ば相続税が発生することが起こります。相続税がより多くの人に

とつて身近な税金となることを意

味しています。

象徴ともいえるのが「基礎控除額」の引き下げです。基礎控除額とは課税価格から法定相続人の数に応じた金額を差し引き、基礎控除額を超なければ相続税が生じないのですが、改正によって40%も削減されることになります。

例えば、被相続人に妻と2人の子供がいる場合であれば、これ

までは課税価格が8千万円までは税金をかけられることなかったのですが、今後は4800万円を超れば相続税が発生する」となります。

また、税率構造も改正され、課税価格が特に大きくなる場合には5%ほど負担を重くする内容が盛り込まれています。具体的には、2億円超3億円以下の部分は40%から45%へ、3億円超6億円以下の部分は現行のまま50%、6億円超になる部分は50%から55%へ変更されるとなります。

その一方で、贈与税の税率は20歳以上の子や孫へ財産を受け渡す場合には5~10%程度緩和され、現役世代への財産移転は比較的容易となりました。

今後の節税手段としては、地道に生前贈与を進めることがこれまで以上に重要な役割を果たすことになります。詳しくは専門家にご相談ください。

※改正の内容は、現段階では確定されたものではありません。

(東京地方税理士会所属税理士・

清田 幸弘)

相続税が身近な税金に

今後は課税価格が8千万円までは税金をかけられることなかったのですが、今後は4800万円を超れば相続税が発生する」となります。

また、税率構造も改正され、課税価格が特に大きくなる場合には5%ほど負担を重くする内容が盛り込まれています。具体的には、2億円超3億円以下の部分は40%から45%へ、3億円超6億円以下の部分は現行のまま50%、6億円超になる部分は50%から55%へ変更されるとなります。

その一方で、贈与税の税率は20歳以上の子や孫へ財産を受け渡す場合には5~10%程度緩和され、現役世代への財産移転は比較的容易となりました。

今後の節税手段としては、地道

に生前贈与を進めることがこれまで以上に重要な役割を果たすことになります。詳しくは専門家にご相談ください。

※改正の内容は、現段階では確定されたものではありません。

(東京地方税理士会所属税理士・

清田 幸弘)